

兵庫県公報

平成28年11月29日 火曜日 第 2854 号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

	ページ
告 示	
○ 有害興行の指定（青少年課）	2
○ 平成22年兵庫県告示第353号（学校法人の行うことのできる収益事業の種類）の一部改正（私学教育課）	2
○ 昭和43年兵庫県告示第1189号（民生委員・児童委員の定数等）の一部改正（社会福祉課）	2
○ 平成28年度地籍調査事業の実施（農地整備課）	4
○ 国土調査の成果の認証（同）	4
○ 漁獲共済の義務加入同意成立届の確認（水産課）	5
○ 保安林の指定予定（豊かな森づくり課）	6
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	6
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	9
○ 平成19年兵庫県告示第1062号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（砂防課）	9
○ 平成20年兵庫県告示第452号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	9
○ 土砂災害特別警戒区域の指定（同）	9
○ 都市計画の変更に係る案の縦覧（都市計画課）	10
○ 道路の位置指定（建築指導課）	11
○ 同 上（同）	11
公 告	
○ 平成28年度兵庫県スポーツ賞表彰（芸術文化課）	12
○ 同 上（同）	12
○ 平成28年度兵庫県文化賞表彰（同）	12
○ 平成28年度兵庫県科学賞表彰（同）	13
○ 平成28年度兵庫県スポーツ賞表彰（同）	13
○ 平成28年度兵庫県社会賞表彰（同）	14
○ 平成28年度兵庫県技能顕功賞表彰（能力開発課）	14
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の縦覧（砂防課）	20
○ 土砂災害警戒区域の改正の案の縦覧（同）	21
○ 同 上（同）	21
○ 同 上（同）	22
○ 同 上（同）	22
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の縦覧（同）	23
○ 同 上（同）	28
○ 大規模小売店舗の新設に関する届出（都市計画課）	32
○ 同 上（同）	33
○ 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（同）	34
○ 大規模小売店舗に対する市町等の意見の概要（同）	35
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	36
病院局管理規程	
○ 兵庫県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める管理規程	36
○ 病院局組織規程の一部を改正する管理規程	37
警察本部公告	
○ 入札公告	37

告 示

兵庫県告示第1001号

青少年愛護条例（昭和38年兵庫県条例第17号）第11条第1項の規定により、有害興行として次のものを指定する。

平成28年11月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定理由	著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、著しく恐怖心を与え、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは助長する描写、音声などが多く、青少年に観覧させることは、その健全な育成を阻害するものと認める。	
種 別	名 称	制作・配給会社
映 画	ジムノペディに乱れる	日活
同	弱腰OL 控えめな腰使い	オーピー映画
同	裸の未亡人 淫らな肉体	新東宝映画
同	巨乳だらけ 渚の乳喧嘩	オーピー映画
同	感じるつちんこ ヤリ放題！	オーピー映画
同	黒い過去帳 私を責めないで	新日本映像



兵庫県告示第1002号

平成22年兵庫県告示第353号（学校法人の行うことのできる収益事業の種類）の一部を次のように改正し、平成28年12月1日から施行する。

平成28年11月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (2)中「及び第3項」を「、第3項及び第12項」に改める。
- 2本文中「平成21年総務省告示第175号」を「平成25年総務省告示第405号」に改める。



兵庫県告示第1003号

昭和43年兵庫県告示第1189号（民生委員・児童委員の定数等）の一部を次のように改正し、平成28年12月1日から施行する。

平成28年11月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 及び2を次のように改める。
- 1 区域担当民生委員・児童委員の定数

市 名	定 数	町 名	定 数
明石市	375	川辺郡	
洲本市	126	猪名川町	60
芦屋市	111	多可郡	
伊丹市	249	多可町	61
相生市	64	加古郡	
豊岡市	210	稲美町	58
加古川市	405	播磨町	63

たつの市	160	神崎郡	
赤穂市	106	神河町	36
西脇市	87	市川町	34
宝塚市	294	福崎町	50
三木市	165	揖保郡	
高砂市	167	太子町	52
川西市	241	赤穂郡	
小野市	102	上郡町	46
三田市	218	佐用郡	
加西市	116	佐用町	66
篠山市	131	美方郡	
養父市	104	香美町	57
丹波市	183	新温泉町	49
南あわじ市	149		
朝来市	132		
淡路市	162		
宍粟市	125		
加東市	96		
市部計	4,278	郡部計	632
			総計 4,910

2 主任児童委員の定数

市 名	定 数	町 名	定 数
明石市	24	川辺郡	
洲本市	5	猪名川町	3
芦屋市	6	多可郡	
伊丹市	9	多可町	6
相生市	3	加古郡	
豊岡市	13	稲美町	5
加古川市	22	播磨町	4
たつの市	10	神崎郡	
赤穂市	5	神河町	2
西脇市	5	市川町	2
宝塚市	19	福崎町	3
三木市	11	揖保郡	
高砂市	9	太子町	3
川西市	16	赤穂郡	
小野市	7	上郡町	3
三田市	10	佐用郡	
加西市	4	佐用町	4
篠山市	6	美方郡	
養父市	8	香美町	6
丹波市	13	新温泉町	4
南あわじ市	9		
朝来市	9		
淡路市	11		

宍粟市	9		
加東市	7		
市部計	250	郡部計	45
			総計 295



兵庫県告示第1004号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の4第1項の規定により、平成28年度の地籍調査事業を次のとおり実施する。

平成28年11月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 事業計画を変更した年月日

平成28年10月14日

2 調査を行う者の名称

兵庫県

3 調査地域

尼崎市のうち北初島町、豊岡市のうち竹野町小城、出石町福見、城崎町楽々浦及び但東町西谷、宍粟市のうち千種町岩野辺及び同町鷹巣、養父市のうち八鹿町石原、同町坂本、同町岩崎、同町大江、同町三谷、同町青山、稲津、森、三谷、畑、奥米地、大屋町加保、同町蔵垣、三宅、大谷、吉井及び中瀬、朝来市のうち生野町栃原、同町上生野、同町円山、和田山町和田、同町内海、同町宮田、同町法道寺、同町岡、同町白井、同町宮、同町殿、同町久世田、同町安井、山東町滝田、同町大垣、同町矢名瀬町、同町小谷、同町大月、同町楽音寺、同町栗鹿、同町喜多垣、同町迫間、上八代、山口、多々良木、立野、佐囊、羽瀨及び岩津、加古郡稲美町のうち野寺、神崎郡福崎町のうち高岡、同郡神河町のうち越知、川上、猪篠、大山及び新田、佐用郡佐用町のうち奥長谷、豊福、才金、西徳久、下秋里、末廣、円応寺、淀及び三ツ尾、美方郡香美町のうち香住区余部、小代区新屋、同区佐坊及び村岡区大糠、同郡新温泉町のうち千谷及び浜坂

4 調査期間

平成28年4月から平成29年3月まで



兵庫県告示第1005号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成28年11月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 (1) 調査を行った者の名称

西脇市

(2) 調査を行った期間

平成26年6月から平成28年1月まで

(3) 成果の名称

西脇市谷町の一部の地籍図及び地籍簿

(4) 調査を行った地域

西脇市谷町の一部

(5) 認証年月日

平成28年11月14日

2 (1) 調査を行った者の名称

南あわじ市

(2) 調査を行った期間

平成26年8月から平成28年3月まで

(3) 成果の名称

- 南あわじ市榎列上幡多の一部（榎列上幡多 I 再調査）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
南あわじ市榎列上幡多の一部
 - (5) 認証年月日
平成28年11月14日
- 3 (1) 調査を行った者の名称
たつの市
- (2) 調査を行った期間
平成24年6月から平成27年2月まで
 - (3) 成果の名称
たつの市 [大字御津町苅屋の一部 (8)] の地籍図及び地籍簿
 - (4) 調査を行った地域
たつの市御津町苅屋の一部
 - (5) 認証年月日
平成28年11月14日
- 4 (1) 調査を行った者の名称
神崎郡神河町
- (2) 調査を行った期間
平成26年4月から平成28年2月まで
 - (3) 成果の名称
神河町（大字川上、大字栗及び大字淵の各一部）の地籍図及び地籍簿
 - (4) 調査を行った地域
神崎郡神河町川上、栗及び淵の各一部
 - (5) 認証年月日
平成28年11月14日
- 5 (1) 調査を行った者の名称
丹波ひかみ森林組合
- (2) 調査を行った期間
平成25年6月から平成27年2月まで
 - (3) 成果の名称
丹波市大字氷上町清住の一部の地籍図及び地籍簿
 - (4) 調査を行った地域
丹波市氷上町清住の一部
 - (5) 認証年月日
平成28年11月14日
- 6 (1) 調査を行った者の名称
丹波ひかみ森林組合
- (2) 調査を行った期間
平成25年10月から平成28年2月まで
 - (3) 成果の名称
丹波市大字氷上町清住、中野の一部の地籍図及び地籍簿
 - (4) 調査を行った地域
丹波市氷上町清住及び中野の各一部
 - (5) 認証年月日
平成28年11月14日



兵庫県告示第1006号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定により届出があった義務加入同意成立届を審査した結果、次の加入区については同法第108条第2項の規定による同意があったものと認めた。

平成28年11月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

加 入 区		同意成立年月日
区 域 名	区 分	
明石浦区域	総トン数10トン未満の漁船により主として船びき網を使用し て営む漁業	平成28年11月 1 日
岩見区域	総トン数10トン未満の漁船による漁業	同
丸山区域	総トン数10トン未満の漁船による漁業であって、主として底 びき網を使用して営む漁業以外の漁業	同



兵庫県告示第1007号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。
平成28年11月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
相生市陸字東谷1495の9 (次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林振興事務所及び相生市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1008号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成28年11月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 申請の概要
 - (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
住友電気工業株式会社伊丹製作所
伊丹市昆陽北1丁目1番1号
所長 近 藤 和 之
 - (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
住友電気工業株式会社伊丹製作所
伊丹市昆陽北1丁目1番1号
 - (3) 特定施設に関する事項

種 類	65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (NO. 1)	65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (NO. 2)			
能 力	1,200個/日	40kg/月			
工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後	同 左			
工 事 完 成 予 定 年 月 日	着手後5日	同 左			
使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後	同 左			
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	24時間連続	8時~20時 12時間			
使用時間の季節的変動の概要	なし	同 左			
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	通常	最大	通常	最大
	水素イオン濃度 (水素指数)	1~7	1	1~2	1
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	10以下	10	120以下	120
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	120以下	120	120以下	120
	浮遊物質 量 (単位 mg/L)	30以下	30	150以下	150
	シアン化合物 (単位 mg/L)	—	—	—	—
	ノルマルヘキサン抽出物 (単位 mg/L)	1以下	1.5	5以下	5
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)	2.1	4.2	0	0.028	

備考 特定施設から発生する汚水は、外部委託処理又は公共下水道へ放流するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成28年11月29日から同年12月20日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び伊丹市市民自治部環境政策室環境保全課

65号 酸又はアルカリ による表面処理施設 (NO. 3)		63号ホ 廃ガス洗浄施 設 (NO. 1)		63号ホ 廃ガス洗浄施 設 (NO. 2)	
同 左		19m ³ /分		同 左	
同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左	
通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
14以下	14	6～8	6～8	6～8	6～8
10,000以 下	10,000	120以下	120	120以下	120
10,000以 下	10,000	120以下	120	120以下	120
6,000以下	6,000	150以下	150	150以下	150
100,000以 下	100,000	—	—	1以下	1
5以下	5	5以下	5	5以下	5
0	0.1	0	0.2	0	0.2

兵庫県告示第1009号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成28年11月29日から供用を開始する。

その関係図面は、平成28年11月29日から2週間、中播磨県民センター姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年11月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 姫路環状線	姫路市下手野4丁目788番7から 同 市下手野4丁目789番12まで	旧	5.0から 6.0まで	33.0	
		新	5.0から 6.0まで	33.0	



兵庫県告示第1010号

平成19年兵庫県告示第1062号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

なお、これらの図面は、兵庫県県土整備部土木局砂防課、中播磨県民センター姫路土木事務所及び福崎町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成28年11月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

田口(7)Ⅱ(136000004)の項中別図4、田口(2)Ⅱ(136000008)の項中別図8、板坂(3)Ⅲ(136000010)の項中別図10を改める。



兵庫県告示第1011号

平成20年兵庫県告示第452号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

なお、その図面は、兵庫県県土整備部土木局砂防課、阪神北県民局宝塚土木事務所及び宝塚市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成28年11月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

清荒神Ⅰ(115000132)の項中別図72を改める。



兵庫県告示第1012号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成28年11月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
田口(7)Ⅱ (136000004)	神崎郡福崎町田口(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更するので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画案を次のとおり縦覧に供する。

なお、この都市計画区域に係る関係市町の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

この意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの案件についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課に持参又は郵送にて縦覧期間満了の日までに提出すること。郵送の場合は当日消印有効とする。

平成28年11月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 都市計画の種類及び名称

中播都市計画道路

3.5.17号城北線ほか4路線

2 都市計画を変更する土地の区域

姫路市飾東町小原字明戸山、字中倉及び字師々口並びに新在家中の町、南新在家、野里東同心町、五郎左衛門邸字藪側、太市中字高田、字馬屋田、字向山、字旗ノ山、字西垣内、字下ノ倉、字前田、字芝添、字小黒及び字境ノ谷並びに大津区平松字中開及び字外開並びに大津区吉美字小招及び字切戸並びに下手野一丁目、広畑区蒲田字山ノ段、字系図、字東下井、字西下井、字尾、字天満屋、字宮ノ前及び字内町並びに蒲田五丁目、蒲田四丁目、蒲田二丁目、蒲田一丁目及び蒲田字下山、飾磨区山崎字大縄場及び山崎台並びに岡田字スベリ石、飾東町豊国字村前、字川ノ上及び字上川尻並びに北山字高田、字西之宮及び字南垣内並びに志吹字内垣、字次郎太郎垣、字茶屋ノ元、字大畑ヶ、字奥ノ野、字中山及び字東畑ヶ並びに唐端新字北裏山、字裏山、字戸端、字廻り立、字桶据、字松新田及び字フコウ郷

3 都市計画の案の縦覧期間

平成28年11月29日から同年12月13日まで

4 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び姫路市都市局まちづくり推進部都市計画課



兵庫県告示第1014号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課において縦覧に供する。

平成28年11月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H28中播位置 0004号	28.11.16	太子町東保字宗田101番19の一部、102番3、 102番4、102番5の一部、101番19地先水路	6.00	66.10



兵庫県告示第1015号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

平成28年11月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)

第H28淡路位置 0004号	28. 11. 1	淡路市久留麻字森口2044番 1 の一部	5. 00	35. 00
-------------------	-----------	----------------------	-------	--------

公 告

平成28年度兵庫県スポーツ賞表彰

兵庫県スポーツ賞規則（昭和39年兵庫県規則第118号）第2条の規定により、平成28年9月23日に次の者を表彰した。

平成28年11月29日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 (1) 氏 名 乾 友紀子
- (2) 住 所 近江八幡市
- (3) 功績内容 若い力と情熱をシンクロナイズドスイミングに注ぎリオデジャネイロで開かれた第31回オリンピック競技大会においてデュエット及びチームで二つの銅メダルを獲得するなどスポーツを通じて兵庫の名を高めた。
- 2 (1) 氏 名 中 村 麻 衣
- (2) 住 所 芦屋市
- (3) 功績内容 若い力と情熱をシンクロナイズドスイミングに注ぎリオデジャネイロで開かれた第31回オリンピック競技大会においてチームで銅メダルを獲得するなどスポーツを通じて兵庫の名を高めた。



平成28年度兵庫県スポーツ賞表彰

兵庫県スポーツ賞規則（昭和39年兵庫県規則第118号）第2条の規定により、平成28年10月27日に次の者を表彰した。

平成28年11月29日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 (1) 氏 名 正 木 健 人
- (2) 住 所 天理市
- (3) 功績内容 ひたむきな情熱を柔道に注ぎリオデジャネイロで開かれた第15回パラリンピック競技大会において銅メダルを獲得するなどスポーツを通じて兵庫の名を高めた。
- 2 (1) 氏 名 山 田 拓 朗
- (2) 住 所 東京都
- (3) 功績内容 ひたむきな情熱を水泳に注ぎリオデジャネイロで開かれた第15回パラリンピック競技大会において銅メダルを獲得するなどスポーツを通じて兵庫の名を高めた。



平成28年度兵庫県文化賞表彰

兵庫県文化賞規則（昭和38年兵庫県規則第84号）第2条の規定により、平成28年11月3日に次の者を表彰した。

平成28年11月29日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 (1) 氏 名 岡 田 淳
- (2) 住 所 神戸市東灘区
- (3) 功績内容 児童文学の第一人者として愛情あふれる筆致で独自の幻想世界を築き上げ「こそあどの森の物語」をはじめ数多くの優れた作品を発表し内外で高い評価を得るなど文学の振興に尽くした。
- 2 (1) 氏 名 桂 文 珍 (本名：西 田 勤)
- (2) 住 所 神戸市
- (3) 功績内容 我が国を代表する落語家として時代をとらえる感性と磨き抜かれた話芸で古典から創作まで

落語の世界を広げるとともに丹波篠山の魅力を全国に発信するなど県民文化の振興に尽くした。

- 3 (1) 氏 名 河 内 厚 郎
- (2) 住 所 西宮市
- (3) 功績内容 文化プロデューサーとして隠れた文化資源に光をあて地域の魅力を再構築するとともに公職・教職を歴任し芸術文化の普及と後進の育成に努めるなど県民文化の振興に尽くした。
- 4 (1) 氏 名 永 井 和 子
- (2) 住 所 芦屋市
- (3) 功績内容 関西オペラ界のプリマドンナとして数多くの舞台で観客を魅了するとともに音声生理学に基づく発声技術と指導法を探求し後進の育成に努めるなど音楽の振興に尽くした。
- 5 (1) 氏 名 西 端 正
- (2) 住 所 篠山市
- (3) 功績内容 丹波焼を代表する作家として豪快な造形と表情豊かな施釉で観る者の心をとらえる作品を創造するとともに伝統を引き継ぐ後進の育成に努めるなど美術の振興に尽くした。



平成28年度兵庫県科学賞表彰

兵庫県科学賞規則（昭和38年兵庫県規則第85号）第2条の規定により、平成28年11月3日に次の者を表彰した。

平成28年11月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 氏 名 笹 子 三津留
- (2) 住 所 神戸市東灘区
- (3) 功績内容 胃がん治療の世界的権威としてがんの外科手術に科学的評価法を導入し国際標準を確立するとともにふるさと兵庫の大学で後進の育成に努めるなど医学の発展に尽くした。
- 2 (1) 氏 名 東海バネ工業株式会社
- (2) 住 所 豊岡市
- (3) 功績内容 ばねメーカーとして卓越した技術開発力で世界に誇る特殊ばねを製造するとともに職人の技と情報技術を結合し我が国のものづくりを先導するなど科学技術の向上と産業の発展に尽くした。
- 3 (1) 氏 名 本 間 健 二
- (2) 住 所 神戸市西区
- (3) 功績内容 分子科学の第一人者として化学反応の原理を探求し金属の電子状態と反応の関係を明らかにするとともに公職・教職を歴任し学術研究の振興に努めるなど学問の発展と科学技術の向上に尽くした。
- 4 (1) 氏 名 和 田 直 哉
- (2) 住 所 神戸市須磨区
- (3) 功績内容 破碎・選別機専門メーカーの経営者として資源再生の可能性を広げる捻砕技術を開発するとともに時代に対応した研究開発を先導するなど科学技術の向上と産業の発展に尽くした。



平成28年度兵庫県スポーツ賞表彰

兵庫県スポーツ賞規則（昭和39年兵庫県規則第118号）第2条の規定により、平成28年11月3日に次の者を表彰した。

平成28年11月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 氏 名 川 瀬 武 晴
- (2) 住 所 神戸市灘区
- (3) 功績内容 永年にわたり兵庫県セーリング連盟会長等の要職を歴任し競技の普及と発展に努めるとともにユース全国大会や講習会の開催を通じて競技力向上に貢献するなどスポーツの振興に尽くした。

- 2 (1) 氏 名 小 林 一 雅
- (2) 住 所 芦屋市
- (3) 功績内容 永年にわたり兵庫県スケート連盟会長等の要職を歴任し競技の普及と発展に努めるとともに県内唯一の通年リンクである「ひょうご西宮アイスアリーナ」の開設を先導するなどスポーツの振興に尽くした。
- 3 (1) 氏 名 林 文 夫
- (2) 住 所 西宮市
- (3) 功績内容 永年にわたり兵庫県弓道連盟会長等の要職を歴任し競技の普及と発展に努めるとともに一流の弓道家として活躍した経験を生かし後進の育成に取り組むなどスポーツの振興に尽くした。
- 4 (1) 氏 名 横 山 信 仁
- (2) 住 所 神戸市垂水区
- (3) 功績内容 永年にわたり兵庫県ウエイトリフティング協会理事長等の要職を歴任し競技の普及と発展に努めるとともに情熱的な指導で男女のオリンピック代表選手を育成するなどスポーツの振興に尽くした。
- 5 (1) 氏 名 上 地 結 衣
- (2) 住 所 堺市
- (3) 功績内容 ひたむきな情熱をテニスに注ぎリオデジャネイロで開かれた第15回パラリンピック競技大会において銅メダルを獲得するなどスポーツを通じて兵庫の名を高めた。



平成28年度兵庫県社会賞表彰

兵庫県社会賞規則（昭和47年兵庫県規則第44号）第2条の規定により、平成28年11月3日に次の者を表彰した。

平成28年11月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 氏 名 小 西 康 生
- (2) 住 所 神戸市須磨区
- (3) 功績内容 永年にわたり各種審議会委員等を歴任し復興計画の推進や被災者の生活復興に貢献するとともに理論・実践の両面から参画と協働を推進するなど豊かな地域社会づくりに尽くした。
- 2 (1) 氏 名 白 井 操
- (2) 住 所 神戸市東灘区
- (3) 功績内容 料理研究者として世代や性別を超えて料理の楽しさを伝えるとともに食材の掘り起こしや調理法の開発を通じて兵庫の食文化を内外に発信するなど豊かな地域社会づくりに尽くした。
- 3 (1) 氏 名 高 橋 武 信
- (2) 住 所 淡路市
- (3) 功績内容 永年にわたり兵庫県子ども会連合会副理事長等の要職を歴任し子ども会の発展に努めるとともに子育て家庭の応援や子どもの安全確保に取り組むなど豊かな地域社会づくりに尽くした。



平成28年度兵庫県技能顕功賞表彰

兵庫県技能顕功賞規則（昭和41年兵庫県規則第58号）第2条の規定により、平成28年11月10日に次の者を表彰した。

平成28年11月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

職種及び氏名

金属材料製造の職業

製鉄工

松 本 稔 加古川市

製鋼工

石 橋 実 則 加古川市

小 野 正 明 姫路市

山口 悟	同 市
製鋼試験工	
大 墨 弘 幸	姫路市
手込造型工	
小 若 敏 秋	三木市
機械込造型工	
谷 田 信 夫	高砂市
鋳込工	
北 田 聡	姫路市
鋳込工・溶解工	
中 西 勝 義	姫路市
自由鍛造工	
藤 原 聰	小野市
土 居 誠	姫路市
型打鍛造工	
藤 井 剛	加古川市
金属熱処理工	
瀬 川 武 弘	姫路市
金属熱処理工・溶融めっき工	
有 吉 忠 行	加古川市
熱間圧延工	
東 博 之	加古川市
天 川 隆 幸	姫路市
三 木 正 規	同 市
冷間圧延工	
片 岡 慶 児	伊丹市
山 本 明 彦	たつの市
ステンレス鋼板製造	
中 村 照 也	芦屋市
分塊圧延工	
大 迫 利 幸	加古郡播磨町
伸線工	
高 瀬 克 彦	尼崎市
中間製品検査工	
登 里 和 明	姫路市
非破壊検査工	
田 中 竹 則	神戸市垂水区
前 橋 啓 司	高砂市
鋳物実験工	
水 島 政 人	京都府亀岡市
薄板塗装工	
財 田 豊 浩	伊丹市
金属加工の職業	
旋盤工	
早 瀬 剛	姫路市
中ぐり盤工	
木 岡 靖 博	加古川市
フライス盤工	
井 上 公 喜	加古川市
数値制御金属工作機械工	

黒木真一	三木市
横手洋峰	大阪府八尾市
上原和哉	加西市
黒田昌秀	高砂市
新免元己	宍粟市
村留寛	神戸市兵庫区
中川達也	姫路市
金属工作機械工	
住本善信	姫路市
板金工	
長江年晃	神戸市中央区
原拓也	同市垂水区
山本博司	姫路市
吉竹宗一	西脇市
名倉明博	姫路市
試作車板金溶接工	
今森俊文	明石市
その他の金属加工等の職業	
製かん工	
吉良満博	加古郡稲美町
包丁研ぎ師	
長原光男	三木市
銘切工	
酒巻文男	三木市
金属加工・工程管理工	
足立明宏	加古川市
アーク溶接工	
鎌莉一男	神戸市兵庫区
竹村佳修	同市灘区
和田登志雄	同市北区
都新一	西宮市
上野宏明	神戸市西区
近藤康弘	同市同区
尾崎初夫	明石市
岩木誠	岡山県備前市
武田清美	赤穂市
電気めつき工	
富保政志	三田市
溶融めつき工	
谷田正明	西宮市
一般機械器具組立等の職業	
エンジン組立工・調整工	
遠山晃	加古川市
畑山英紀	明石市
タービン組立・調整工	
天野辰三	高砂市
久保辰夫	姫路市
都築正之	高砂市
吉田正登	揖保郡太子町
産業用機械組立工	

西村泰典	高砂市
溝辺正彦	神戸市西区
機械修理工	
神山嘉彦	篠山市
荒木隆司	加古川市
橋本隆二	高砂市
藤田定良	姫路市
的場政行	同市
機械検査工	
正木康博	明石市
機械保全工	
作花好行	神戸市北区
熱間圧延機械修理工	
林文也	姫路市
電気機械器具組立等の職業	
配電盤・制御盤組立・調整工	
澁田和之	神戸市西区
安井誠	西脇市
開閉制御機器組立工	
堀之内安昭	伊丹市
直野俊治	西宮市
配電・制御装置修理工	
植田茂雄	神戸市西区
電気通信機器組立工	
浅井路也	神戸市垂水区
電子計算機組立・調整工	
黒田弘明	姫路市
医療用電子機器組立・調整工	
坂本幸樹	赤穂市
レーザー応用加工機器組立・調整工	
入江健一	伊丹市
高平典明	宝塚市
電球・電子管製造工	
片山幹人	尼崎市
配電・制御装置検査工	
田中康彦	神戸市垂水区
電気機械器具保守員	
網野善之	姫路市
電気配線工事作業	
鳥本正克	姫路市
足立和隆	丹波市
輸送用機械器具組立等の職業	
自動車部品組立工	
吉田次郎	高砂市
自動車車体・車台組立工	
藤原博之	明石市
自動車整備・修理工	
岸本治	加古川市
車両組立工	
藤田信之	神戸市兵庫区

南 雅 人	同 市垂水区
壺 井 正 吾	明石市
車両ぎ装工	
安 部 義 輝	神戸市垂水区
大 野 和 男	同 市同 区
機関部ぎ装工	
原 園 裕 章	神戸市長田区
航空機検査工	
伏 見 直 樹	明石市
織布・繊維製造等の職業	
織布工	
山 口 輝 明	西脇市
寝具仕立工	
前 田 洋 輔	姫路市
建設・土木等の職業	
建築大工	
藤 原 元 治	神戸市北区
前 川 光 義	神崎郡神河町
山 本 稔	姫路市
吉 田 茂 男	神戸市垂水区
大 西 一 光	多可郡多可町
永 井 和 正	西脇市
布 垣 卓 克	同 市
田 口 末 雄	丹波市
その他の建設・建設機械運転の職業	
築炉工	
田 中 博 之	神戸市北区
かわらふき工	
高 見 利 昭	多可郡多可町
左官	
高 橋 勉	尼崎市
松 本 典 幸	宝塚市
中 澤 康 夫	篠山市
配管工	
浅 尾 修 三	西脇市
建築工事防水工	
森 口 秀 幸	神戸市長田区
植木職・造園工等の職業	
造園工	
井 村 克 彦	たつの市
植 木 信 一	岡山県久米郡
黒 田 秀 一	加西市
阪 上 和 彦	宝塚市
森 田 茂	神戸市垂水区
山 岡 政 則	宝塚市
窯業製品・化学製品製造等の職業	
陶磁器焼成工	
大 上 巧	篠山市
大 西 誠 一	同 市
大 西 文 博	同 市

石彫工（工芸的な物を除く）	
大 北 和 彦	豊岡市
天 野 功 男	同 市
木製品・かわ製品製造等の職業	
木製建具製造工	
福 本 賢 治	姫路市
木製仏壇木地製造工	
奥 居 保 廣	姫路市
食料品製造等の職業	
製めん工	
小 林 伸 洋	宍粟市
パン・焼菓子製造工	
入 江 正 文	尼崎市
洋生菓子製造工	
岩 佐 康 雄	西宮市
加 藤 博 章	豊岡市
西 村 潤 司	大阪府大阪市
杜氏	
金 子 義 孝	滋賀県東近江市
南 部 孝 春	美方郡香美町
八 島 公 玲	丹波市
生活衛生サービスの職業	
理容師	
藤 本 正 司	神戸市東灘区
美容師	
舩 木 清 子	加古川市
飲食物調理等の職業	
西洋料理調理人	
西久保 節 文	神戸市兵庫区
田 端 政 彦	同 市須磨区
藤 本 喜 寛	宝塚市
鈴 木 孝 育	芦屋市
表具師、塗装工、畳工、写真工等の職業	
表具師	
吉 田 一 郎	神戸市中央区
太 田 嘉 久	丹波市
金属塗装工	
田 中 則 夫	豊岡市
石 塚 良 行	尼崎市
塗装仕上工	
森 祥 二	西脇市
建具硝子はめ込工	
富 山 信	神戸市須磨区
写真工	
北 村 喜久雄	神戸市西区
漆塗装工	
砂 川 隆	姫路市
広告美術工、製図工等の職業	
構造物現図工	
前 島 一 雅	小野市

装身具等身の回り品製造の職業

貴金属細工加工工

内 堀 淳 二 川西市

フラワー装飾師

日 坂 明 広 加古川市

その他の職業

ボイラーオペレーター

片 岡 敏 秀 尼崎市

楠 原 晃 揖保郡太子町

ポンプ・コンプレッサー運転工

小 坂 達 朗 高砂市

流体燃焼実験工

楠 本 泰 啓 神戸市須磨区

鍛造実験工

三井所 利 晃 加古川市

構造強度実験工

岩 本 洋 一 神戸市須磨区



土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地、建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成28年11月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
下村(4) (131030134)	多可郡多可町八千代区下村（別図1 のとおり）	急傾斜地の崩壊
西長野谷川 (231030074)	多可郡多可町八千代区大屋（別図2 のとおり）	土石流

（別図1及び別図2は省略し、これらの図面は3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 指定の案の閲覧期間

平成28年12月7日から同月21日まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県北播磨県民局加東土木事務所多可事業所及び多可町加美コミュニティプラザ、八千代コミュニティプラザ

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県北播磨県民局 加東土木事務所 多可事業所
〒679-1113 多可郡多可町中区中村町168—1

(3) 提出期限

平成28年12月21日まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する県の考え方は、平成29年2月20日までに、3に記載する場所に

おける閲覧及び県ホームページへの掲載により公表する。



土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成19年兵庫県告示第689号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地、建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成28年11月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 改正しようとする区域の案
豊部(3)Ⅱ(131020025)の項中別図25、熊野部(2)Ⅱ(131020032)の項中別図32、岩座神(2)Ⅱ(131020047)の項中別図47、棚釜(1)Ⅰ(131020050)の項中別図50を改める。
(これらの図面は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)
- 2 改正の案の閲覧期間
平成28年12月7日から同月21日まで
- 3 改正の案の閲覧場所
兵庫県北播磨県民局加東土木事務所多可事業所及び多可町加美コミュニティプラザ、八千代コミュニティプラザ
- 4 意見書に関する事項
 - (1) 様式
要領第5条第2項の規定により定める様式
 - (2) 提出先
兵庫県北播磨県民局 加東土木事務所 多可事業所
〒679-1113 多可郡多可町中区中村町168-1
 - (3) 提出期限
平成28年12月21日まで（当日消印有効）
 - (4) 意見要旨及び県の考え方の公表
提出された意見の要旨及びこれに対する県の考え方は、平成29年2月20日までに、3に記載する場所における閲覧及び県ホームページへの掲載により公表する。



土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成20年兵庫県告示第235号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地、建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成28年11月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 改正しようとする区域の案
大屋(2)Ⅰ(131030002)の項中別図2、大屋(5)Ⅱ(131030005)の項中別図5、大屋(6)Ⅱ(131030006)の項中別図6、大屋(9)Ⅱ(131030009)の項中別図9、中村(3)Ⅰ(131030030)の項中別図30、中村(7)Ⅱ(131030034)の項中別図34、門田(2)Ⅱ(131030041)の項中別図41、赤坂(4)Ⅲ(131030046)の項中別図46、南宮谷川Ⅰ(231030019)の項中別図151を改める。
(これらの図面は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)
- 2 改正の案の閲覧期間
平成28年12月7日から同月21日まで
- 3 改正の案の閲覧場所
兵庫県北播磨県民局加東土木事務所多可事業所及び多可町加美コミュニティプラザ、八千代コミュニティプラザ
- 4 意見書に関する事項

- (1) 様式
要領第5条第2項の規定により定める様式
- (2) 提出先
兵庫県北播磨県民局 加東土木事務所 多可事業所
〒679-1113 多可郡多可町中区中村町168-1
- (3) 提出期限
平成28年12月21日まで（当日消印有効）
- (4) 意見要旨及び県の考え方の公表
提出された意見の要旨及びこれに対する県の考え方は、平成29年2月20日までに、3に記載する場所における閲覧及び県ホームページへの掲載により公表する。



土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成26年兵庫県告示第1132号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地、建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成28年11月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 改正しようとする区域の案
オイソ谷川（231030072）の項中別図2を改める。
（この図面は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）
- 2 改正の案の閲覧期間
平成28年12月7日から同月21日まで
- 3 改正の案の閲覧場所
兵庫県北播磨県民局加東土木事務所多可事業所及び多可町加美コミュニティプラザ、八千代コミュニティプラザ
- 4 意見書に関する事項
 - (1) 様式
要領第5条第2項の規定により定める様式
 - (2) 提出先
兵庫県北播磨県民局 加東土木事務所 多可事業所
〒679-1113 多可郡多可町中区中村町168-1
 - (3) 提出期限
平成28年12月21日まで（当日消印有効）
 - (4) 意見要旨及び県の考え方の公表
提出された意見の要旨及びこれに対する県の考え方は、平成29年2月20日までに、3に記載する場所における閲覧及び県ホームページへの掲載により公表する。



土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成20年兵庫県告示第390号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地、建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成28年11月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 改正しようとする区域の案
石寺(2) I（140030001）の項中別図1、大谷(5) I（140030008）の項中別図8、久須部 I（140030015）の項中別図15、忠宮(1) I（140030018）の項中別図18、忠宮(2) I（140030021）の項中別図21、茅野(4) II（140030027）の項中別図27、東垣 II（140030032）の項中別図32、新屋(2) II（140030048）の項中別図48、

水間Ⅰ（140030066）の項中別図66、神場(2)Ⅰ（140030072）の項中別図72、大谷西谷Ⅱ（240030012）の項中別図88、猪之谷川Ⅱ（240030028）の項中別図104を改める。

（これらの図面は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 改正の案の閲覧期間

平成28年12月7日から同月21日まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県但馬県民局新温泉土木事務所、香美町役場及び香美町小代地域局

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

但馬県民局 新温泉土木事務所 河川砂防課

〒669-6701 美方郡新温泉町芦屋522-4

(3) 提出期限

平成28年12月21日まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する県の考え方は、平成29年2月19日までに、3に記載する場所における閲覧及び県ホームページへの掲載により公表する



土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地、建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成28年11月29日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
豊部(1)Ⅰ (131020023)	多可郡多可町加美区豊部（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
豊部(2)Ⅱ (131020024)	多可郡多可町加美区豊部（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
豊部(3)Ⅱ (131020025)	多可郡多可町加美区豊部（別図3のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
豊部(4)Ⅰ (131020026)	多可郡多可町加美区豊部（別図4のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
豊部(5)Ⅱ (131020027)	多可郡多可町加美区豊部（別図5のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
豊部(7)Ⅰ (131020029)	多可郡多可町加美区豊部（別図6のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
豊部(8)Ⅱ (131020030)	多可郡多可町加美区豊部（別図7のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり

熊野部(1)Ⅱ (131020031)	多可郡多可町加美区熊野部(別 図8のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
熊野部(2)Ⅱ (131020032)	多可郡多可町加美区熊野部(別 図9のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
熊野部(3)Ⅱ (131020033)	多可郡多可町加美区熊野部(別 図10のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
奥荒田(1)Ⅱ (131020034)	多可郡多可町加美区奥荒田(別 図11のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
奥荒田(2)Ⅱ (131020036)	多可郡多可町加美区奥荒田(別 図12のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
奥荒田(3)Ⅲ (131020037)	多可郡多可町加美区奥荒田(別 図13のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
的場(2)Ⅰ (131020038)	多可郡多可町加美区的場(別図 14のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
的場(3)Ⅰ (131020039)	多可郡多可町加美区的場(別図 15のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
的場(4)Ⅱ (131020041)	多可郡多可町加美区的場(別図 16のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
寺内(1)Ⅱ (131020042)	多可郡多可町加美区寺内(別図 17のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
的場(5)Ⅰ (131020044)	多可郡多可町加美区的場(別図 18のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
岩座神(1)Ⅱ (131020046)	多可郡多可町加美区岩座神(別 図19のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
岩座神(2)Ⅱ (131020047)	多可郡多可町加美区岩座神(別 図20のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
岩座神(4)Ⅱ (131020049)	多可郡多可町加美区岩座神(別 図21のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
棚釜(1)Ⅰ (131020050)	多可郡多可町加美区棚釜(別図 22のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
棚釜(2)Ⅲ (131020051)	多可郡多可町加美区棚釜(別図 23のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
多田(2)Ⅱ (131020053)	多可郡多可町加美区多田(別図 24のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
熊野部(4)Ⅱ (131020054)	多可郡多可町加美区熊野部(別 図25のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
多田(3)Ⅲ (131020055)	多可郡多可町加美区多田(別図 26のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
多田(5)Ⅱ (131020057)	多可郡多可町加美区多田(別図 27のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり

大屋(1) I (131030001)	多可郡多可町八千代区大屋 (別 図28のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
大屋(2) I (131030002)	多可郡多可町八千代区大屋 (別 図29のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
大屋(3) I (131030003)	多可郡多可町八千代区大屋 (別 図30のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
大屋(4) II (131030004)	多可郡多可町八千代区大屋 (別 図31のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
大屋(5) II (131030005)	多可郡多可町八千代区大屋 (別 図32のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
大屋(6) II (131030006)	多可郡多可町八千代区大屋 (別 図33のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
大屋(7) II (131030007)	多可郡多可町八千代区大屋 (別 図34のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
大屋(8) II (131030008)	多可郡多可町八千代区大屋 (別 図35のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
大屋(9) II (131030009)	多可郡多可町八千代区大屋 (別 図36のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
大屋(10) II (131030010)	多可郡多可町八千代区大屋 (別 図37のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり
大屋(11) II (131030011)	多可郡多可町八千代区大屋 (別 図38のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図38のとおり
大屋(12) II (131030012)	多可郡多可町八千代区大屋 (別 図39のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図39のとおり
大屋(13) II (131030013)	多可郡多可町八千代区大屋 (別 図40のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図40のとおり
大屋(14) II (131030014)	多可郡多可町八千代区大屋 (別 図41のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図41のとおり
大屋(16) II (131030016)	多可郡多可町八千代区大屋 (別 図42のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図42のとおり
大屋(17) II (131030017)	多可郡多可町八千代区大屋 (別 図43のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図43のとおり
大屋(18) II (131030018)	多可郡多可町八千代区大屋 (別 図44のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図44のとおり
大屋(19) II (131030019)	多可郡多可町八千代区大屋 (別 図45のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図45のとおり
大屋(20) III (131030020)	多可郡多可町八千代区大屋 (別 図46のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図46のとおり
大屋(21) III (131030021)	多可郡多可町八千代区大屋 (別 図47のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図47のとおり

坂本(1) I (131030023)	多可郡多可町八千代区坂本 (別 図48のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図48のとおり
坂本(5) III (131030027)	多可郡多可町八千代区坂本 (別 図49のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図49のとおり
中村(1) I (131030028)	多可郡多可町八千代区中村 (別 図50のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図50のとおり
中村(2) I (131030029)	多可郡多可町八千代区中村 (別 図51のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図51のとおり
中村(3) I (131030030)	多可郡多可町八千代区中村 (別 図52のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図52のとおり
中村(4) I (131030031)	多可郡多可町八千代区中村 (別 図53のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図53のとおり
中村(5) II (131030032)	多可郡多可町八千代区中村 (別 図54のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図54のとおり
中村(6) II (131030033)	多可郡多可町八千代区中村 (別 図55のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図55のとおり
中村(7) II (131030034)	多可郡多可町八千代区中村 (別 図56のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図56のとおり
中村(8) III (131030035)	多可郡多可町八千代区中村 (別 図57のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図57のとおり
横屋 II (131030036)	多可郡多可町八千代区横屋 (別 図58のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図58のとおり
下村(3) III (131030039)	多可郡多可町八千代区下村 (別 図59のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図59のとおり
門田(1) I (131030040)	多可郡多可町八千代区門田 (別 図60のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図60のとおり
門田(2) II (131030041)	多可郡多可町八千代区門田 (別 図61のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図61のとおり
門田(3) II (131030042)	多可郡多可町八千代区門田 (別 図62のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図62のとおり
赤坂(1) I (131030043)	多可郡多可町八千代区赤坂 (別 図63のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図63のとおり
赤坂(2) II (131030044)	多可郡多可町八千代区赤坂 (別 図64のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図64のとおり
赤坂(4) III (131030046)	多可郡多可町八千代区赤坂 (別 図65のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図65のとおり
俵田(1) I (131030047)	多可郡多可町八千代区俵田 (別 図66のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図66のとおり
俵田(3) II (131030049)	多可郡多可町八千代区俵田 (別 図67のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図67のとおり

下村(4) (131030134)	多可郡多可町八千代区下村(別 図68のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図68のとおり
脇谷 I (231020036)	多可郡多可町加美区豊部(別図 69のとおり)	土石流	別図69のとおり
上島谷川 I (231020043)	多可郡多可町加美区豊部(別図 70のとおり)	土石流	別図70のとおり
岩座神谷川 I (231020046)	多可郡多可町加美区岩座神(別 図71のとおり)	土石流	別図71のとおり
多田下谷 I (231020054)	多可郡多可町加美区多田(別図 72のとおり)	土石流	別図72のとおり
多田中谷 I (231020055)	多可郡多可町加美区多田(別図 73のとおり)	土石流	別図73のとおり
奥荒田下谷 I (231020063)	多可郡多可町加美区奥荒田(別 図74のとおり)	土石流	別図74のとおり
奥荒田谷 II (231020065)	多可郡多可町加美区奥荒田(別 図75のとおり)	土石流	別図75のとおり
南谷 I (231020069)	多可郡多可町加美区山野部(別 図76のとおり)	土石流	別図76のとおり
南谷 II (231020072)	多可郡多可町加美区山野部(別 図77のとおり)	土石流	別図77のとおり
中の谷口 I (231030001)	多可郡多可町八千代区大屋(別 図78のとおり)	土石流	別図78のとおり
西笠ヶ谷 II (231030007)	多可郡多可町八千代区大屋(別 図79のとおり)	土石流	別図79のとおり
笠ヶ谷 II (231030008)	多可郡多可町八千代区大屋(別 図80のとおり)	土石流	別図80のとおり
中の谷西川 II (231030010)	多可郡多可町八千代区大屋(別 図81のとおり)	土石流	別図81のとおり
中の谷川 II (231030011)	多可郡多可町八千代区大屋(別 図82のとおり)	土石流	別図82のとおり
宮床谷川 I (231030017)	多可郡多可町八千代区坂本(別 図83のとおり)	土石流	別図83のとおり
南宮谷川 I (231030019)	多可郡多可町八千代区坂本(別 図84のとおり)	土石流	別図84のとおり
奥山川 I (231030023)	多可郡多可町八千代区赤坂(別 図85のとおり)	土石流	別図85のとおり
二治谷 II (231030024)	多可郡多可町八千代区赤坂(別 図86のとおり)	土石流	別図86のとおり
竹谷川 I (231030025)	多可郡多可町八千代区俵田(別 図87のとおり)	土石流	別図87のとおり

オイソ谷川 (231030072)	多可郡多可町八千代区下村 (別 図88のとおり)	土石流	別図88のとおり
西長野谷川 (231030074)	多可郡多可町八千代区大屋 (別 図89のとおり)	土石流	別図89のとおり

(別図 1 から別図89までは省略し、これらの図面は 3 に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

平成28年12月 7 日から同月21日まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県北播磨県民局加東土木事務所多可事業所及び多可町加美コミュニティプラザ、八千代コミュニティプラザ

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第 5 条第 2 項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県北播磨県民局 加東土木事務所 多可事業所

〒679-1113 多可郡多可町中区中村町168—1

(3) 提出期限

平成28年12月21日まで (当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する県の考え方は、平成29年 2 月20日までに、3 に記載する場所における閲覧及び県ホームページへの掲載により公表する。



土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領 (以下「要領」という。) 第 4 条第 1 項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地、建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成28年11月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
石寺(2) I (140030001)	美方郡香美町小代区石寺 (別図 1 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 1 のとおり
城山(3) III (140030004)	美方郡香美町小代区城山 (別図 2 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 2 のとおり
城山(2) I (140030005)	美方郡香美町小代区大谷 (別図 3 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 3 のとおり
大谷(1) I (140030006)	美方郡香美町小代区大谷 (別図 4 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 4 のとおり
大谷(2) I (140030007)	美方郡香美町小代区大谷 (別図 5 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 5 のとおり

大谷(5) I (140030008)	美方郡香美町小代区大谷 (別図 6のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
大谷(7) I (140030010)	美方郡香美町小代区大谷 (別図 7のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
大谷(6) I (140030011)	美方郡香美町小代区大谷 (別図 8のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
大谷(4) I (140030012)	美方郡香美町小代区大谷 (別図 9のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
大谷(8) II (140030013)	美方郡香美町小代区大谷 (別図 10のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
久須部(2) II (140030014)	美方郡香美町小代区久須部 (別 図11のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
久須部 I (140030015)	美方郡香美町小代区久須部 (別 図12のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
久須部(3) II (140030016)	美方郡香美町小代区久須部 (別 図13のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
忠宮(1) I (140030018)	美方郡香美町小代区忠宮 (別図 14のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
忠宮(4) II (140030020)	美方郡香美町小代区忠宮 (別図 15のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
忠宮(2) I (140030021)	美方郡香美町小代区忠宮 (別図 16のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
貫田(1) I (140030022)	美方郡香美町小代区貫田 (別図 17のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
茅野(4) II (140030027)	美方郡香美町小代区貫田 (別図 18のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
茅野(3) II (140030028)	美方郡香美町小代区貫田 (別図 19のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
東垣 II (140030032)	美方郡香美町小代区東垣 (別図 20のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
佐坊 II (140030033)	美方郡香美町小代区佐坊 (別図 21のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
秋岡(2) II (140030034)	美方郡香美町小代区秋岡 (別図 22のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
秋岡(3) II (140030035)	美方郡香美町小代区秋岡 (別図 23のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
秋岡(6) III (140030036)	美方郡香美町小代区秋岡 (別図 24のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
秋岡(4) II (140030037)	美方郡香美町小代区秋岡 (別図 25のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり

秋岡(1)Ⅰ (140030038)	美方郡香美町小代区秋岡(別図26のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
秋岡(5)Ⅱ (140030042)	美方郡香美町小代区秋岡(別図27のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
秋岡(7)Ⅲ (140030043)	美方郡香美町小代区秋岡(別図28のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
新屋(2)Ⅱ (140030048)	美方郡香美町小代区新屋(別図29のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
新屋(4)Ⅲ (140030049)	美方郡香美町小代区新屋(別図30のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
茅野(2)Ⅰ (140030050)	美方郡香美町小代区茅野(別図31のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
平野(2)Ⅱ (140030052)	美方郡香美町小代区平野(別図32のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
平野(3)Ⅲ (140030053)	美方郡香美町小代区平野(別図33のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
平野(1)Ⅱ (140030054)	美方郡香美町小代区平野(別図34のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
実山Ⅰ (140030055)	美方郡香美町小代区実山(別図35のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
実山(2)Ⅱ (140030056)	美方郡香美町小代区実山(別図36のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
野間谷口Ⅲ (140030058)	美方郡香美町小代区実山(別図37のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり
野間谷(4)Ⅱ (140030059)	美方郡香美町小代区野間谷(別図38のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図38のとおり
野間谷Ⅰ (140030060)	美方郡香美町小代区野間谷(別図39のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図39のとおり
野間谷(2)Ⅰ (140030061)	美方郡香美町小代区野間谷(別図40のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図40のとおり
野間谷(3)Ⅱ (140030062)	美方郡香美町小代区野間谷(別図41のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図41のとおり
大谷(3)Ⅰ (140030063)	美方郡香美町小代区熱田(別図42のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図42のとおり
大谷(10)Ⅲ (140030064)	美方郡香美町小代区熱田(別図43のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図43のとおり
水間(2)Ⅱ (140030065)	美方郡香美町小代区水間(別図44のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図44のとおり
水間Ⅰ (140030066)	美方郡香美町小代区水間(別図45のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図45のとおり

水間猪之谷(3)Ⅱ (140030067)	美方郡香美町小代区猪之谷(別 図46のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図46のとおり
水間猪之谷(4)Ⅱ (140030069)	美方郡香美町小代区猪之谷(別 図47のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図47のとおり
水間猪之谷Ⅰ (140030070)	美方郡香美町小代区猪之谷(別 図48のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図48のとおり
神場(4)Ⅱ (140030071)	美方郡香美町小代区神場(別図 49のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図49のとおり
神場(2)Ⅰ (140030072)	美方郡香美町小代区神場(別図 50のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図50のとおり
神場Ⅰ (140030073)	美方郡香美町小代区神場(別図 51のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図51のとおり
神場(3)Ⅱ (140030074)	美方郡香美町小代区神場(別図 52のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図52のとおり
広井(2)Ⅲ (140030076)	美方郡香美町小代区広井(別図 53のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図53のとおり
神水谷Ⅱ (240030003)	美方郡香美町小代区神水(別図 54のとおり)	土石流	別図54のとおり
神水川Ⅱ (240030005)	美方郡香美町小代区神水(別図 55のとおり)	土石流	別図55のとおり
中川(2)Ⅰ (240030006)	美方郡香美町小代区城山(別図 56のとおり)	土石流	別図56のとおり
大谷西谷Ⅱ (240030012)	美方郡香美町小代区大谷(別図 57のとおり)	土石流	別図57のとおり
中宮北谷Ⅱ (240030017)	美方郡香美町小代区忠宮(別図 58のとおり)	土石流	別図58のとおり
宮谷川Ⅰ (240030019)	美方郡香美町小代区忠宮(別図 59のとおり)	土石流	別図59のとおり
秋岡川Ⅰ (240030021)	美方郡香美町小代区秋岡(別図 60のとおり)	土石流	別図60のとおり
平野北谷Ⅱ (240030023)	美方郡香美町小代区平野(別図 61のとおり)	土石流	別図61のとおり
野間谷川(3)Ⅰ (240030026)	美方郡香美町小代区野間谷(別 図62のとおり)	土石流	別図62のとおり
猪之谷川Ⅱ (240030028)	美方郡香美町小代区水間(別図 63のとおり)	土石流	別図63のとおり
広井北谷Ⅱ (240030033)	美方郡香美町小代区広井(別図 64のとおり)	土石流	別図64のとおり
ハジキ川Ⅰ (240030034)	美方郡香美町小代区広井(別図 65のとおり)	土石流	別図65のとおり

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の収容台数
61台
- (2) 駐輪場の収容台数
56台
- (3) 荷さばき施設の面積
213.2平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の容量
8.51立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
午前9時から午後9時まで
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後9時30分まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数
出入口2箇所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後9時まで

8 届出年月日

平成28年11月9日

9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

- (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課
- (2) 縦覧期間
平成28年11月29日から4月間

10 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限
平成29年3月29日
- (2) 提出先
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗に対する市町の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成28年11月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ジュンテンドー和田山店
所在地 朝来市和田山町枚田岡字四ツ辻721番地2ほか

2 同法第8条第1項の規定により朝来市から聴取した意見の概要

- (1) 開店時間の繰り上げによる事故の防止対策に関する事項
来退店車両や歩行者への注意喚起の徹底に加えて、通勤時間帯における交通整理員の配置等の対策も検討すること。
- (2) 閉店時間の繰り下げによる騒音への対策に関する事項
騒音だけでなく、振動や光害による生活環境への影響が懸念されるため、苦情が出た場合に住民理解を得られるよう努めるとともに、関係法令の遵守及び騒音対策等を徹底すること。

3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

- (1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第1課

(2) 縦覧期間

平成28年11月29日から1月間



大規模小売店舗に対する市町等の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成28年11月29日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 コストコホールセール尼崎倉庫店
 所在地 尼崎市次屋三丁目13番
- 2 同法第8条第1項の規定により尼崎市から聴取した意見の概要
 ガソリンスタンド設置に伴う公道の渋滞を引き起こさないよう、敷地内で待機スペース等を十分に確保すること。
- 3 同法第8条第2項の規定により住民等から述べられた意見の概要

意見書提出者名	意見の概要
匿名	<p>(1) 必要駐車台数に関する事項</p> <p>ア 来店客のほとんどが車で来店となっていることに加え、近年は来店者の急増により駐車台数が不足しており、駐車台数の減少後も必要駐車台数を充足するという説明には納得できない。</p> <p>イ 平日において、店内の来客数が少ないにもかかわらず、駐車台数が多い時があり、当該店舗利用者以外の駐車があると考えられる。</p> <p>(2) 駐車場内の安全確保に関する事項</p> <p>ア 駐車場内の案内が不十分で安全な運用がされていない。</p> <p>イ 変更後の駐車場内は、駐車待ち車両や出庫車両、さらには給油待ちの車両による混雑が予想され、駐車場への入出庫に支障を来す恐れがある。</p> <p>(3) 周辺交通環境等への影響に関する事項</p> <p>ア 現状でも前面道路が混雑しており、駐車台数が十分でないにもかかわらず、さらに駐車台数を減らし新たにガソリンスタンドを設置すると、従来の買い物客に加えてガソリンスタンド利用者により駐車場内及び前面道路がさらに大混雑する可能性がある。</p> <p>イ 立地場所が街中であり、駐車場出入口付近にバス停が位置し、交差点も近く、繁忙期には前面道路に600メートル以上の駐車待ち列が生じる。</p> <p>ウ 今回の変更により、バスの運行に支障が出たり周辺に大きな交通渋滞が生じる可能性があるため、警察やバス会社等、関係機関と十分に協議すべきである。</p> <p>エ 渋滞により生活道路やバス停等にも影響が及び、日常生活において不便が生じる恐れがある。また、今後仮に周辺道路において渋滞緩和のため一方通行や進入禁止等の交通規制が敷かれた場合に不便が生じる恐れがある。特に現状でも戸ノ内方面からのバスの遅れが恒常化している。</p> <p>オ 入口①及び出入口⑤からの入庫待ち車両が、敷地北東の交差点以東まで渋滞していることがあり、近隣他店舗や近隣住宅への入出庫にも悪影響を及ぼす。</p> <p>カ 出入口⑤の幅員が十分な広さでないため、歩行者や自転車の影響もありスムーズな入出庫ができない。</p>

	<p>キ 当該店舗には近隣に競合店が現れる可能性が低く、コストコの既存他店舗よりも混雑することが考えられる。</p> <p>ク 自動車の交通量だけでなく、店舗間を往来する歩行者や自転車の通行量も多い状況のため、周辺交差点が混雑している。</p> <p>(4) 周辺のガソリンスタンドへの影響に関する事項 新たにガソリンスタンドが設置される場合、近隣のガソリンスタンドに廃業等の影響が出るのが予想され、これにより都市部でのガソリンスタンドの過疎化が加速される。</p>
匿名	<p>(1) 周辺交通環境等への影響に関する事項 ア 十分な駐車台数を確保しているという説明には納得できない。現状でも土曜日や休日の多い時には、駐車場への入庫待ち車両が前面県道に列をなし、交通渋滞や交通トラブルが発生している。今回の変更で駐車台数が減少すると、近隣住民や交通へのさらなる影響が懸念される。 イ 現状でも十分足りていない駐車場を縮小し、車での子客を増加させるガソリンスタンド建設の新規事業は、さらなる周辺交通の大混雑や近隣住民への影響が懸念される。</p> <p>(2) 必要駐車台数に関する事項 十分な駐車台数を確保しているとするならば、今回減少させる屋外駐車場を閉鎖した上で、近隣の交通調査を実施されたい。</p>

4 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成28年11月29日から1月間



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成28年11月29日

兵庫県知事 井戸敏三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

加古郡播磨町二子字西垣236番1、237番1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

高砂市曾根町2220番地

籠 恒 博

3 許可年月日及び許可番号

平成27年12月22日

兵庫県指令東播（加土）（建）第1－21号（27播磨）

病 院 局 管 理 規 程

兵庫県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める管理規程をここに公布する。

平成28年11月29日

兵庫県病院事業管理者 西村隆一郎

兵庫県病院局管理規程第8号

兵庫県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める管理規程

兵庫県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（平成28年兵庫県条例第32号）附則第2号に規

定する管理規程で定める日（第2条第3項の表兵庫県立加古川医療センターの款内科の項の改正に係るものに限る。）は、平成28年12月1日とする。



病院局組織規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

平成28年11月29日

兵庫県病院事業管理者 西 村 隆一郎

兵庫県病院局管理規程第9号

病院局組織規程の一部を改正する管理規程

病院局組織規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

第11条の表県立加古川医療センターの款診療部の項内科の診療科名等の目中「循環器内科」を「循環器内科腎臓内科」に改める。

附 則

この管理規程は、平成28年12月1日から施行する。

警 察 本 部 公 告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成28年11月29日

契約担当者

兵庫県警察本部長 太 田 誠

1 調達内容

(1) 調達する物品等の名称及び数量

- ア 兵庫県自動車運転免許試験場庁舎外4庁舎で使用する電気 予定数量 1,754,722kwh/年
- イ 兵庫県警察本部科学捜査支援センター庁舎外51庁舎で使用する電気 予定数量 13,668,884kwh/年
- ウ 兵庫県警察本部庁舎で使用する電気 予定数量 9,602,604kwh/年

(2) 調達案件の仕様等

契約担当者が仕様書等で指定するところによる。

(3) 履行期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

(4) 履行場所

仕様書別紙「対象施設一覧」のとおり

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有するものは、次に掲げる要件を満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿（以下「名簿」という。）に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に納税局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

（入札参加資格審査窓口）

兵庫県納税局管理課 電話（078）341-7711 内線4938

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 入札参加申込期間の最終日及び当該調達の開札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (6) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (7) 「兵庫県電力の調達に係る環境配慮方針」に基づき、入札参加「可」と判定された者又は判定を受けていない者で開札の日時までに入札参加「可」と判定された者であること。

（環境配慮方針に基づく判定窓口）

兵庫県農政環境部環境創造局環境政策課 電話（078）341-7711 内線3358

3 契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間・場所

(1) 交付期間

平成28年11月29日（火）から同年12月13日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

(2) 交付場所

〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号
兵庫県警察本部総務部会計課 担当 長尾
電話（078）341-7441 内線2257

4 入札参加申込書、入札書の提出期間

(1) 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出期間

平成28年11月29日（火）から同年12月13日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

(2) 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出場所及び問合せ先

前記3(2)に同じ。

(3) 開札の日時及び場所

日時 平成29年1月13日（金）午前10時
場所 兵庫県警察本部4階休養室（神戸市中央区下山手通5丁目4番1号）

(4) 入札書の提出期限

前記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、平成29年1月12日（木）午後5時までに前記3(2)の場所に必着のこと。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額の100分の108。以下同じ。）の100分の5以上の額の入札保証金を平成29年1月12日（木）正午までに納入しなければならない。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 国（公社・公団を含む。以下同じ。）、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況並びにその他の状況から、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 保険会社との間に兵庫県警察本部を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出したとき（入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。）。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を求める場合がある。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 過去2年間に国、地方公共団体その他知事が指定する公共的団体とその契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、その契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出したとき。

(4) 入札参加者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申込書に前記 2 (6) 及び(7) に示した電気の供給を実施できることを証明する書類を添付して、平成28年12月13日 (火) 午後 5 時まで提出すること。

イ 入札参加者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が入札説明書に示す保険期間までであること。

イ 入札者又はその代理人が同一事項について 2 通以上した入札でないこと。

ウ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は 2 人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

エ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

オ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

カ 代理人が入札する場合は、入札書と合わせて委任状を提出すること。

キ 入札金額は特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(i) 初度の入札において、前記 4 (4) 及びアからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、4 (4) 又はウ若しくはエに違反し無効となった者以外の者

コ この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札参加申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品等を提供できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Makoto Ota, Director of Hyogo Prefectural Police H. Q.

(2) Nature and quantity of the services to be required:

Supply of electric power, Hyogo.Driver's License Examination Office and the other four facilities 1,754,722 kwh/1 year and so on

(3) Fulfillment period:

From April 1, 2017 through March 31, 2018

(4) Location:

1649-2, Niyama-cho, Akashi-shi, Hyogo. Driver's License Examination Office and the other four facilities, and so on

(5) Deadline for tender:

10:00 January 13, 2017 by direct delivery

17:00 January 12, 2017 by mail

(6) Person to contact concerning the notice:

Mr. Nagao, Facilities Section, Account Division, Hyogo Prefectural Police H. Q.

5-4-1, Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8510

TEL (078)341-7441 Ext 2257